

茨城県電子納品ガイドライン

令和7年3月
茨城県土木部

目 次

1 総則	1
1-1 本ガイドラインの目的	1
1-2 用語の定義	1
1-3 適用範囲	2
1-4 参照規格	2
1-5 国土交通省の定める要領等との主な相違点	3
1-6 電子納品対象業務・工事及び対象書類	4
2 電子媒体の作成・納品方法	5
2-1 電子納品の標準的な流れ	5
2-2 電子納品の手順	6
2-2-1 発注時の準備	6
2-2-2 事前協議	6
2-2-3 納品する電子データの作成	6
2-2-4 電子媒体（CD-R 等）の作成	12
2-2-5 オンライン電子納品システムへの登録	18
2-2-6 成果品の納品（受注者）及び受領（発注者）	19
2-2-7 検査時の対応	20
2-3 電子成果品の作成等に要する費用の考え方	20
2-4 地質調査データの取り扱い	20
3 電子データ作成時の留意事項	21
3-1 デジタル写真	21
3-2 CAD 図面	21
3-3 報告書	22
4 サポート・問い合わせ	23
5 参考資料【用語解説】	23

1 総則

1-1 本ガイドラインの目的

茨城県電子納品ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）は、茨城県土木部が発注する業務・工事において電子納品を実施するに当たり、対象範囲、適用基準類等、受発注者が留意すべき事項等を示したものである。

1-2 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、以下のとおりとする。

電子納品

電子納品とは、受注者が発注者に、電子成果品を納品することをいう。なお、ここでいう電子データとは、本ガイドライン「1-4 参照規格」で示す各種要領等に応示されたファイル形式に基づいて作成されたものをいう。

電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

オンライン電子納品

オンライン電子納品とは、電子成果品をインターネットを介してオンライン電子納品システムへ納品することをいう。

オンライン電子納品システム

オンライン電子納品システムとは、オンライン電子納品機能と保管管理機能を備えたシステムのことをいう。

電子媒体

電子媒体とは、「電子成果品を格納した光学ディスク」をいう。
本ガイドラインにおける電子媒体とは、CD-R または DVD-R を指す。

1-3 適用範囲

本ガイドラインは、令和7年4月以降に入札公告又は指名通知等を行う業務・工事に適用する。

【解説】

発注者は、電子納品対象案件であることを特記仕様書に明記すること。

1-4 参照規格

本ガイドラインは国土交通省の定める電子納品要領・基準等に準拠する。本ガイドラインに記載されていない事項については、以下の参照規格に従うこと。

名 称	策定者
工事完成図書の電子納品等要領	国土交通省
土木設計業務の電子納品要領	
測量成果電子納品要領	
地質・土質調査成果電子納品要領	
CAD 製図基準	
デジタル写真管理情報基準	
写真管理基準(案)	茨城県土木 部 ・企業局

茨城県土木部検査指導課のホームページに本ガイドラインが準拠する要領・基準書等の策定年度を掲載している。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/cals/ebidh18/donw2.html>

【参 考】

国土交通省策定の要領・基準等は、国土交通省 Web サイトの「電子納品に関する要領・基準」ページからダウンロードできる。

<http://www.cals-ed.go.jp>

また、写真管理基準（案）は「建設工事必携」に記載されている。

建設工事必携は、県検査指導課ホームページよりダウンロード可能

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/03consaru.html>

1-5 国土交通省の定める要領等との主な相違点

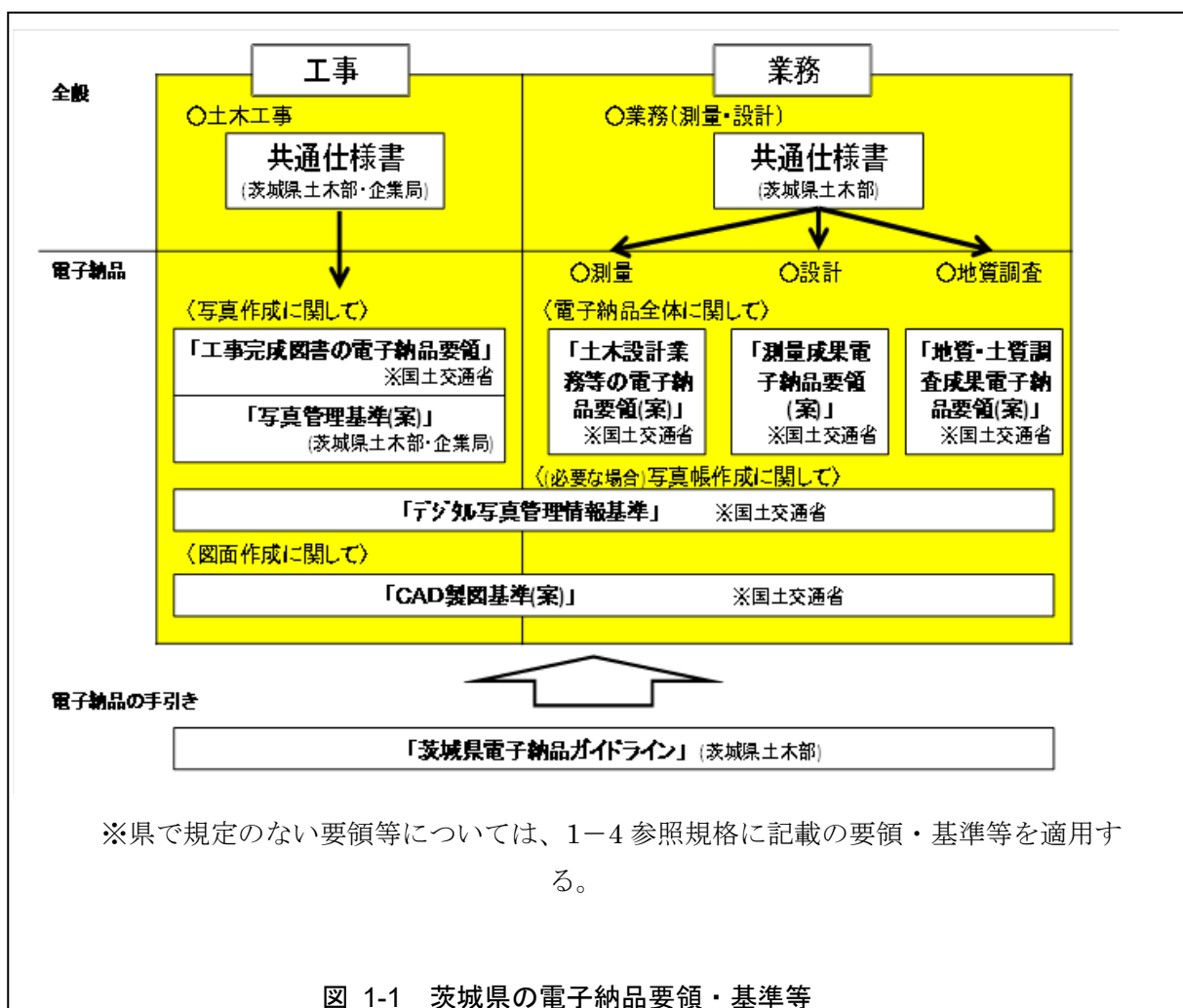
本ガイドラインと国土交通省の定める要領等との主な相違点は以下のとおりである。

○情報共有システムを活用した場合の電子納品について

茨城県が発注する工事で情報共有システムを活用した場合、別途定める「茨城県土木部が発注する建設工事における情報共有システム実施要領」に基づき、電子納品を行う。

【解説】

電子納品に関する要領等の体系を以下に示す。



1-6 電子納品対象業務・工事及び対象書類

電子納品対象業務・工事は以下のとおりとする。

- 業務：設計・測量・調査（補償調査を除く）
- 工事：すべての工事

電子納品対象となる業務・工事では、全て電子納品を実施することを原則とする。

なお、営繕関係の業務・工事については本ガイドラインの対象外とする。

表 1-2 電子納品の対象範囲と対象書類

区分	電子納品対象	対象書類
業務	設計・測量・調査 (補償調査を除く)	共通仕様書に定めるすべての成果品
工事	すべての工事※	工事写真
		完成図面（※うち重要構造物等の工事）

その他、工事における工事帳票等については「茨城県土木部が発注する建設工事における情報共有システム実施要領」に従うものとする。

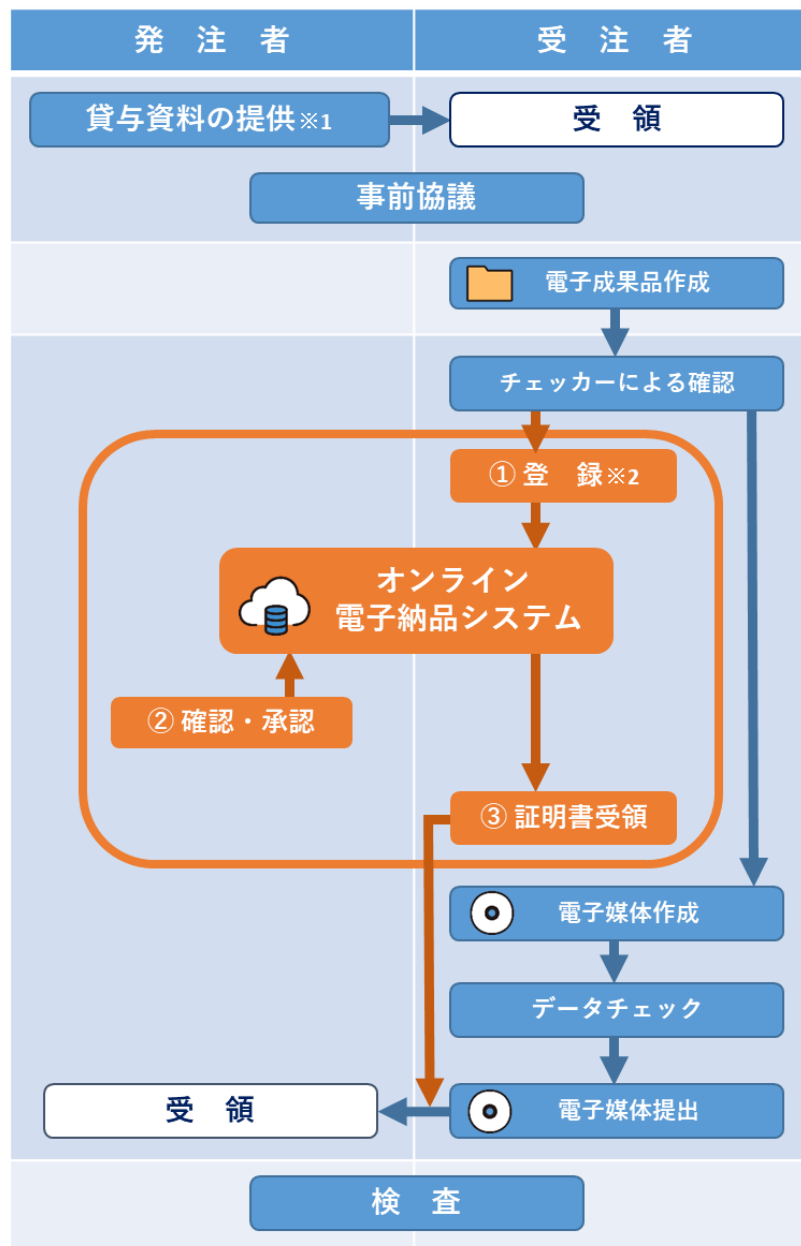
完成図面は、重要構造物（※1）を施工する工事のうち、発注者が指定した工事（※2）においては電子納品を必須とする。なお、指定工事以外で完成図の電子納品を妨げるものではない。

（※1）重要構造物とは、建設工事必携（茨城県土木部・企業局）茨城県土木工事出来形及び品質の規格値に記載の定義を参考とすること。

（※2）指定した工事とは、特記仕様書に「完成図面の電子納品」について明記した工事とする。

2 電子媒体の作成・納品方法

2-1 電子納品の標準的な流れ



- ・オンライン電子納品対象案件は①及び②を実施する。
- ・その他の電子納品対象案件は②を実施する。

※1 オンライン電子納品システム内に成果品がある場合は、システムからデータを貸与すること。

※2 ASP活用工事は転送機能を使用することも可とする。

図 2-1 電子納品の標準的な流れ

2-2 電子納品の手順

2-2-1 発注時の準備

発注者は、電子納品対象案件であることを特記仕様書に明記すること。

2-2-2 事前協議

電子納品の実施に当たり、受発注者間で協議・確認すべき内容を「事前協議チェックシート」により協議を行うこと。

2-2-3 納品する電子データの作成

- 電子納品する電子データは、特に定めるもの以外は、本ガイドライン「1-4 参照規格」に示す電子納品要領に定められたファイル形式、ファイル命名様式で作成すること。
- 作成した電子データは、本ガイドラインで定められたフォルダに格納すること。
- 各フォルダには、本ガイドライン及び電子納品要領・基準等で定められた管理項目を格納すること。

(1) 茨城県で定める電子納品のファイル形式

表 2-2 電子納品のファイル形式（工事・業務共通）

区分	書類名	ファイル形式	適用する基準等
工事・ 業務共通	写真	JPEG または TIFF 等	デジタル写真管理情報基準
	写真参考図	JPEG または TIFF 等	
	CAD 図面 工事 図面	本県では SXF（P21） SXF 形式 Ver2.0 レベル 2 以上 測量成果電子納品要領では、SXFVer3.0 レベル 2 以上を原則としている。 後工程である設計・施工段階においても、SXF Ver3 より追加されたフィーチャの欠落がないように、SXF Ver3.0 レベル 2 以上が望ましい。	CAD 製図基準
	管理項目	XML	

※SXF 形式についての解説は、「3-2 CAD 図面」を参照とする。

本県工事においては、工事写真は電子納品対象として扱い、図面、写真、その他書類を同一媒体に格納する。電子媒体が複数枚になる場合は、P13「3) 電子媒体が複数枚になる時の措置」に準じて作成する。

写真、図面以外を電子納品対象とする場合（工事帳票、台帳等）、監督職員と協議し、指定されたフォルダに格納すること。

測量成果においては、測量成果電子納品要領に準じ SXF Ver3.0 レベル 2 以上を原則として作成する。また、SXF Ver3.0 で作成されたデータを SXF Ver2.0 で書き換えた場合、Ver3 から追加されたフィーチャ（図面構造、幾何/表記要素、構造化要素）が抜け落ちてしまうことも考えられる。そのため、設計・施工段階においても、SXF Ver3.0 レベル 2 以上で作成することが望ましい。

表 2-3 電子納品のファイル形式（業務）

区分		書類名	ファイル形式	適用する基準等
業務	共通	報告書	PDF	土木設計業務等の
		報告書オリジナルファイル	受発注者協議により決定	電子納品要領
	測量	基準点測量成果	受発注者協議により決定 (PDF、TXT、オリジナル 形式)	測量成果 電子納品要領
		地形測量成果		
		応用測量成果		
		標準図式データ (拡張DM (デジタルマッピング) 等によ って CAD で作成する場合)	DM 及び SXF (P21) (※)	
	地質	ボーリングデータ	XML	地質・土質調査成果 電子納品要領
		ボーリング柱状図	PDF	
		簡略柱状図	SXF (P21)	
		地質平面図・地質断面図 ※困難な場合は協議のうえ決定	SXF (P21)	CAD 製図基準
		コア写真	JPEG	地質・土質調査成果 電子納品要領
		土質試験結果 地盤調査結果	電子データ シート	
			試料・供試体 写真	
			土質試験結果 一覧表データ	
			データシート 交換用データ	
			※電子データシートの元データが電子納 品可能な場合は「データシート交換用デ ータ」としてオリジナルファイル作成。	
		その他の地質調査資料 (電子化が容易なもの)	受発注者協議により決定	

(※) 測量業務委託における成果品について

測量業務委託における成果品は DM データ及び CAD データ (SXF (P21) 形式) の両方を納品すること。

また、DM データは「SURVEY」フォルダに、CAD ファイルは「DRAWING」フォルダに格納する。

(2) フォルダ構成

1) 業務の電子納品におけるフォルダ構成

業務における電子成果品のフォルダ構成を次に示す。

表 2-4 業務における電子成果品のフォルダ構成

フォルダ等	項 目	適用する基準等
 	XML（業務管理ファイル） ：属性情報 DTD ：XML で記述された文書構造を定義	土木設計業務等の 電子納品要領
	報告書フォルダ 報告書に関する電子成果品を格納	土木設計業務等の 電子納品要領
	台帳フォルダ 台帳データの電子成果品を格納	土木設計業務等の 電子納品要領
	図面フォルダ 図面に関する電子成果品を格納	CAD 製図基準
	写真フォルダ 現場写真に関する電子成果品を格納	デジタル写真管理 情報基準
	測量データフォルダ 測量成果に関する電子成果品を格納	測量成果電子納品要領
	地質データフォルダ 地質・土質調査成果に関する電子成果品を格納	地質・土質調査成果 電子納品要領
	i-Construction データフォルダ i-Construction に関する電子成果品を格納	i-Construction 関連要領等
	BIM/CIM データフォルダ BIM/CIM に関する電子成果品を格納	

XML の記入項目やデータファイルの命名規則等は、各種要領・基準等を参考とする。

2) 工事の電子納品におけるフォルダ構成

土木工事における電子成果品のフォルダ構成を次に示す。

表 2-5 土木工事における電子成果品のフォルダ構成

フォルダ等	項 目	適用する基準等
 	XML（工事管理ファイル）：属性情報 DTD：XML で記述された文書構造を定義	工事完成図書の 電子納品等要領
	工事完成図フォルダ 工事完成図に関する電子成果品を格納	CAD 製図基準
	台帳フォルダ 台帳データの電子成果品を格納	工事完成図書の 電子納品等要領
	地質調査フォルダ 地質・土質調査成果に関する電子成果品を格納	地質・土質調査成果 電子納品要領
	その他フォルダ その他工事に関する電子成果品を格納	
	i-Construction データフォルダ i-Construction に関する電子成果品を格納	i-Construction 関連要領等
	BIM/CIM データフォルダ BIM/CIM に関する電子成果品を格納	
	施工計画書データフォルダ 施工計画書に関する電子成果品を格納	
	打合せ簿フォルダ 施工中の打合せ簿に関する電子成果品を格納	
	写真フォルダ	デジタル写真管理 情報基準

XML の記入項目やデータファイルの命名規則等は、各種要領・基準等を参考とする。

XML 記入時の読替え

電子納品は国土交通省が定める電子納品要領・基準等に沿って作成するものとする。
ただし、次に掲げる内容については、下表のとおり読替えて適用する。

工事完成図書の電子納品要領 工事管理項目 (INDEX_C.XML)

項目名	国要領・基準	茨城県電子納品ガイドライン
工事番号	地方整備局単位で設定している CCMS 設計書番号（数字 8 桁～16 桁）を記入する。	工事毎に定められている工事番号を記入する。番号に含まれるハイフン（－）を除き、数字だけを記入する。
受注者コード	発注者が定める受注者コードを記入する。国土交通省では各地方整備局で受注者コードを整備している。	茨城県における受注者コードは「0」で固定とする。

土木設計業務の電子納品要領 業務管理項目 (INDEX_D.XML)

項目名	国要領・基準	茨城県電子納品ガイドライン
設計書コード	各発注者機関で業務 1 件につき固有の番号として付されるもので、発注機関の指示に従い記入する。	業務毎に定められる工事番号を記入する。番号に含まれるハイフン（－）を除き、数字だけを記入する。なお、工事番号が存在しない業務の場合は、「0」（ゼロ）を記入する。
対象水系路線コード	テクリス入力システムの業務対象水系・路線等コードを記入する。	テクリスコードより、業務対象となる水系または路線のコードを記入する。該当がない場合は「99999」とする。

2-2-4 電子媒体（CD-R 等）の作成

- 電子媒体の作成前には、茨城県電子納品チェッカー（※）により内容を確認すること。なお、確認後に「チェック結果」を発注者に提出すること。
- 作成した電子媒体において、ウイルスチェックソフトによるウイルスの有無を確認すること。
ウイルスチェックは、ウイルス存在の有無の確認、駆除を確実にを行うために、電子媒体に格納前のハードディスク上の電子成果品、電子成果品格納後の電子媒体で、計2回行うようにすること。
- 電子媒体は CD-R もしくは DVD-R で作成すること。

（※）茨城県電子納品チェッカー

電子成果品が、本ガイドラインに従って作成されているかを確認することができるソフトウェアである。

本チェッカーは、本県が発注する業務及び工事の受注者を利用対象者とし、無償提供するものである。

ダウンロードは、下記検査指導課ホームページから行うことができる。

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/nouhinchecker/nouhinchecker.html>

【工事・業務共通】

納品図面確認フローチャート

茨城県電子納品チェッカーによるチェックを行った後、図面データについて確認を行うことが望ましい。

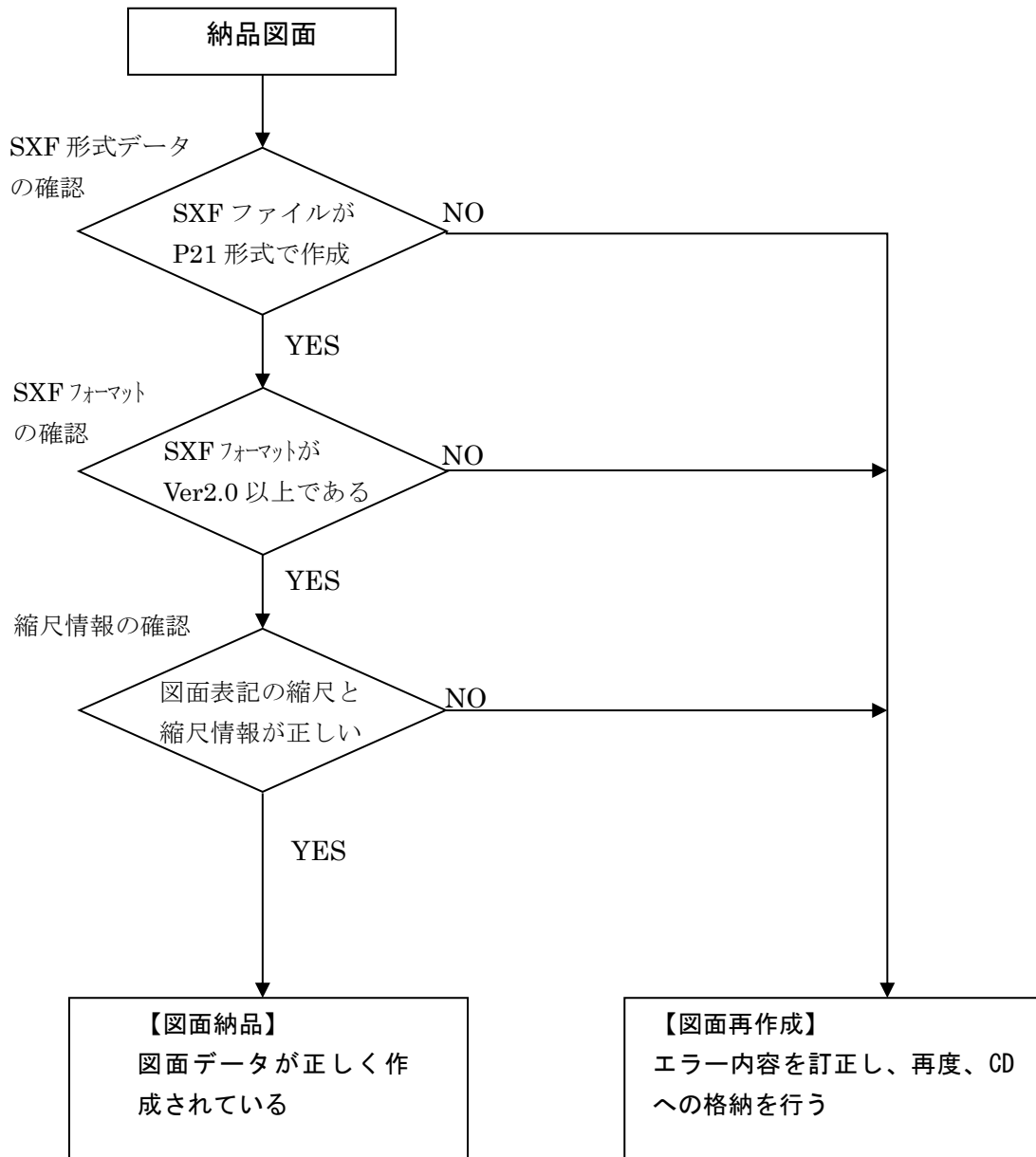
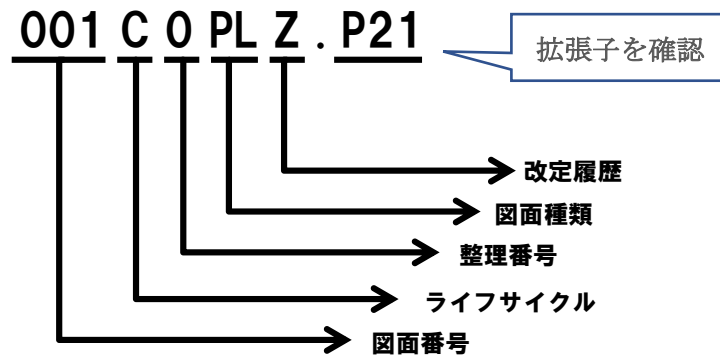


図 2-6 納品図面確認フローチャート

1) SXF 形式データの確認

格納された完成図面ファイルの拡張子が、P21 形式で作成されているか確認する。
SFC 形式で納品する場合には、受発注者協議のうえで、納品する。

完成図面ファイル名の命名規則を以下に示す。



図面番号：図面枚数全体の通し番号とする（001～009）。

ライフサイクル：測量「S」、設計「D」、施工「C」、維持管理「M」とする。

整理番号：当初設計を「0」とし、変更設計時に「1」、「2」・・・とする。

図面種類：各種、名称が決められている（ex. 平面図：PL）。

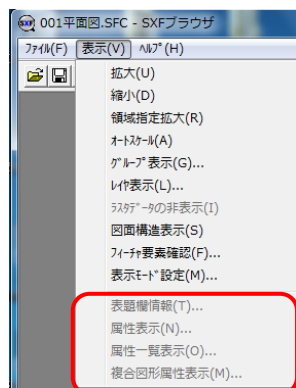
改定履歴：納品成果は「Z」とする（発注図面は「0」とする）。

2) SXF フォーマットの確認

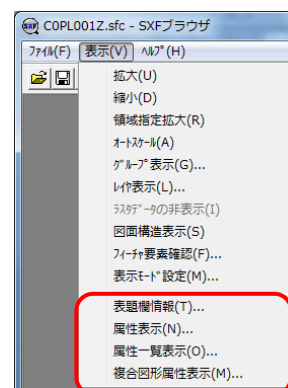
SXF データの表示や印刷等は、OCF 検定に合格している SXF 対応ソフトウェアを利用すること。

http://www.ocf.or.jp/kentei/soft_ichiran 「表示」⇒「図面構造表示」

【SXF Ver2.0 形式の表示】



【SXF Ver3.0 形式の表示】



ここが黒く表示されれば、SXF Ver3.0 となります

3) 縮尺情報の確認

OCF 認証の CAD ソフトを使用し、縮尺設定の表記と図面表記が一致していることを確認すること。

【正しい出力】

CAD ソフトでの縮尺表記

No.	表示	名称	色	データ	縦縮尺	横縮尺
1	○	用紙系	1	黒	○	1
2	○	1/500	1	黒	○	500

図面表題欄の表記

図面種別	平面図
縮 尺	1/500

【誤った出力】

CAD ソフトでの縮尺表記

No.	表示	名称	色	データ	縦縮尺	横縮尺
1	○	用紙系	1	黒	○	1
2	○	ビューポート1	1	黒	○	2

図面表題欄の表記

図面種別	平面図
縮 尺	1/500

(2) 電子媒体（CD-R 等）の作成

1) 使用する電子媒体

本県では CD-R もしくは DVD-R で作成することを原則とする。

CD-R 等のレーベル面には、(3) 1) に定められた項目を直接印字すること（油性ペンによる手書きも可とする）。

電子媒体に損傷を与えることがあるため、シール等の貼り付けしないこと。

2) フォーマット形式

フォーマット形式は、CD-R は Joliet 形式、DVD-R は UDF（UDF Bridge）とする。

3) 電子媒体が複数枚になるときの措置

電子成果品は、原則として 1 枚の電子媒体に格納する。

データが容量的に 1 枚の電子媒体に納まらず複数枚になる場合は、同一の業務・工事管理ファイル (INDEX_D.XML、INDEX_C.XML) を各電子媒体のルート直下に格納する。ただし、基礎情報の「メディア番号」には該当する番号を記入する。

(3) CD 等レーベルの印刷

1) CD 等レーベルへの記載項目

表 2-7 CD 等レーベルへの記載項目（業務）

記載項目	記載内容	記載例
業務番号	業務略称を含む業務番号	〇〇国補地道第〇〇〇〇〇号
業務名称 箇所名	箇所名を含む業務名称	道路詳細設計業務委託 一般県道〇〇線 〇〇市〇〇
電子媒体の内容	成果品の内容	〇〇調査業務成果品
作成年月	業務の完了年月	〇年〇月
何枚目/総枚数	総枚数のうち何枚目であるか	1/2 （1/1 の場合は省略可能）
発注者名	発注事務所名	〇〇土木事務所
受注者名	受注者の会社名	(株) 〇〇コンサルタント
ウイルスチェック に関する情報	ウイルス対策ソフト名 ウイルスパターンファイルの日付 チェック年月日	ウイルス対策ソフト名：〇〇〇 ウイルスパターンファイル：〇年〇月〇日版 チェック年月日：〇年〇月〇日
フォーマット形式	CD-R のフォーマット形式 もしくは DVD-R のフォーマット形式	CD-R のフォーマット形式：Joliet DVD-R のフォーマット形式 ：UDF (UDF Bridge)



図 2-8 CD 等レーベル印字 記入例（業務）

表 2-9 CD 等レーベルへの記載項目（工事）

記載項目	記載内容	記載例
工事番号	工事略称を含む工事番号	〇〇国補地道第〇〇〇〇〇号
工事名称 箇所名	箇所名を含む工事名称	道路舗装改良工事 一般県道〇〇線 〇〇市〇〇
電子媒体の内容	成果品の内容	工事完成図書・工事帳票・工事写真
作成年月	工事の完了年月	〇年〇月
何枚目/総枚数	総枚数のうち何枚目であるか	1/2 （1/1 の場合は省略可能）
発注者名	発注事務所名	〇〇土木事務所
受注者名	受注者の会社名	（株）〇〇建設
ウイルスチェック に関する情報	ウイルス対策ソフト名 ウイルス定義の日付 チェック年月日	ウイルス対策ソフト名：〇〇〇 ウイルス定義：〇年〇月〇日版 チェック年月日：〇年〇月〇日
フォーマット形式	CD-R のフォーマット形式 もしくは DVD-R のフォーマット 形式	CD-R のフォーマット形式：Joliet DVD-R のフォーマット形式 ：UDF(UDF Bridge)



2-10 CD 等レーベル印字 記入例（工事）

2) CD 等レーベルの印字方法

CD 等レーベルの印字は、ラベルプリンタで直接印字するか、油性ペンで手書きすること。シール等の貼り付けは、CD-R へのデータの書き込み時及び CD-R の保存に影響を及ぼすので行わないこと。

2-2-5 オンライン電子納品システムへの登録

- 電子納品対象案件のうち、オンライン電子納品システム登録対象案件については、「茨城県土木部が発注するオンライン電子納品試行要領」により、オンライン電子納品を行うものとする。
- システムへの電子成果品の登録は、工期（履行期間）内に行い、発注者の承認を得て納品を完了させること。
- 業務・工事におけるシステムへの登録範囲は、表 2-11 のとおりとする。

表 2-11 オンライン電子納品システムへの登録範囲

区分	案 件		登録対象
業 務	すべての業務 (<u>用地測量</u> 、補償調査を除く)		○
工 事	予定価格 3 千万円以上の工事		○
	予定価格 3 千万円未満 の工事	完成図が電子納品対象 (重要構造物工事等)	○
		完成図が電子納品対象外	△

【解説】

オンライン電子納品は、(一社) 社会基盤情報流通推進協議会の運営するシステム「My City Construction」を利用し、電子成果品データを登録するものとする。

また、電子納品対象案件（電子成果品を納品するもの）であっても、システム登録対象外となる場合があるので、以下に留意すること。

- ◆ 業務：用地測量は、当面の間システム登録対象外として運用する。
- ◆ 工事：予定価格 3 千万円未満なのであって、完成図の電子納品を対象としない工事は、システム登録対象外とする。

※対象外工事であっても、情報共有システム活用工事は、システムへの転送機能を有し、納品の効率化が期待できるので、積極的にシステム登録を行うことを推奨する。

業務・工事の特性上、オンライン電子納品の実施が適当でないと発注者が判断したものについては、従前の紙媒体等での納品を行うこととし、対象外とすることができる。

また、発注者は業務におけるオンライン電子納品の実施に加えて、従前の紙媒体での成果品の作成を求めることが無いよう留意すること。

2-2-6 成果品の納品（受注者）及び受領（発注者）

- オンライン電子納品を実施する際の成果品については、原則として、電子媒体（CD-R 等）1 部及びオンライン電子納品を標準とする。
- オンライン電子納品を実施しないものについては、電子媒体（CD-R 等）2 部及び製本 1 部を標準とする。なお、工事の成果品のうち、写真、完成図面については、紙媒体での納品は不要とする。
- 発注者は、納品された電子成果品が正しく作成されているか、電子納品検査プログラムを用いてチェックをした後に受領すること。また、受注者に「チェック結果」を出力させ、併せて提出させること。
- 業務の成果品納品時に発注者は、電子成果品のエラーの有無について、電子納品検査プログラムを用いてチェックを行うこと。

表 2-12 標準的な成果品の数量【オンライン電子納品を行う場合】

種 別	数 量
電子媒体（CD-R 等）	1 部
オンライン電子納品	1 式

表 2-13 標準的な成果品の数量【オンライン電子納品を行わない場合】

種 別	数 量
電子媒体（CD-R 等）	2 部
製 本	1 部

【解説】

オンライン電子納品は、システム「My City Construction」を利用し、電子成果品データを登録するものとする。

受注者は、システムから出力される電子成果登録証明書を発注者に提出すること。

発注者は、システムに当該成果品の登録が完了しているか、システム上で確認すること。

2-2-7 検査時の対応

- 検査時には、電子成果品（オンライン電子納品システム等に登録されている成果品データもしくは電子媒体（CD-R 等）を用いて行うこと。
- 電子成果品としてデータ化されているものについては、原則として、紙での出力を行わないこと。

2-3 電子成果品の作成等に要する費用の考え方

【電子成果品の作成に要する費用】

- 業務：「電子成果品作成費」に含まれる。
- 工事：「共通仮設費（技術管理費）」に含まれる。

【オンライン電子納品に要する費用】

- 業務：「間接原価」等に含まれる。
- 工事：「共通仮設費（技術管理費）」に含まれる。

【解説】

オンライン電子納品対象外業務において、紙媒体での成果品の作成を必要とする場合は、「電子成果品作成費」を「印刷製本費」と読み替え、これに含まれるものとする。

2-4 地質調査データの取り扱い

受注者は、茨城県地質・土質調査共通仕様書第118条第5項に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。なお、当該データは国土地盤情報データベースにおいてWEB上で一般公開される。

- ・ 国土地盤情報データベース <https://ngic.or.jp/>

3 電子データ作成時の留意事項

3-1 デジタル写真

(1) デジタル写真の有効画素数について

有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標（100～300 万画素程度＝1,200×900 程度～2,000×1,500 程度）として設定する。

不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。

(2) 写真の編集について

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

3-2 CAD 図面

(1) ファイル形式

国土交通省電子納品等要領と同様の SXF（P21）形式を採用する。使用ソフトについては、SXF 形式 Ver2.0 レベル 2 の基準を満たしたソフトとする。

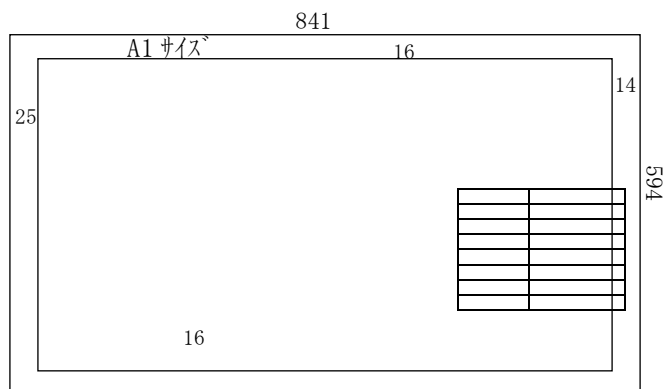
測量成果については、測量成果電子納品要領に準じて作成するため、SXF Ver3.0 レベル 2 以上を原則として作成する。また、SXF Ver3.0 で作成されたデータを SXF Ver2.0 で書き換えた場合、Ver3 から追加されたフィーチャ（図面構造、幾何/表記要素、構造化要素）が抜け落ちてしまうことも考えられる。そのため、設計・施工段階においても、SXF Ver3.0 レベル 2 以上で作成することが望ましい。

(2) CAD 製図基準との相異点

CAD 図面作成において、基本的に CAD 製図基準に準拠して作成するが、一部において本県独自の要領で作成する。

CAD 製図基準と異なる部分を下記に示す。

別紙 1



・図面の標題

標題の様式は、下記を標準とし、図面の右下図を原則とするが、縦断図、平面図等で右下図の記入不可能な場合は、右上図とする。

施工年度	令和 年度
工 事 名	
路河川名	路線、河川、公園、海岸等
工事箇所	市 町
	郡 村大字
図面種別	
縮 尺	
図面番号	全 葉の内 号(1)
内容表示	

3-3 報告書

報告書の PDF ファイルに関し、以下のルールを設定する。

- 用紙サイズは A4 縦を基本とする。
- しおりを作成する。
- セキュリティは設定しないものとする。

4 サポート・問い合わせ

茨城県電子納品ガイドライン及び電子納品チェッカーのダウンロード及び問い合わせ

茨城県土木部検査指導課

茨城県電子納品チェッカーは茨城県土木部検査指導課のホームページでダウンロード可能。

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/cals/ebidh18/donw2.html>

オンライン電子納品システム「My City Construction」に関する問い合わせ

一般社団法人 社会基盤情報流通推進協議会（システム運営主体）

<https://mycityconstruction.jp/contact>

国土交通省策定の要領・基準等

国土交通省

要領・基準等の閲覧、ダウンロードについては、以下のホームページに掲載されている。

<http://www.cals-ed.go.jp>

CAD ソフトに対する S X F の準拠性確認

「オープン CAD フォーマット評議会」がホームページ等で発表している「認証ソフトウェア一覧」（OCF 検定結果）を参照のこと。

<http://www.ocf.or.jp/>

5 参考資料【用語解説】

DTD（ディーティーディー、Document Type Definition）

XML 等で文書を記述する際、タグを利用して、データの要素・属性、構造（見出し、段落等）を定義するものです。（※XML⇒「XML」の項、参照）

XML（エックスエムエル、eXtensible Markup Language）

文書、データの意味及び構造を記述するためのデータ記述言語の一種です。ユーザが任意でデータの要素・属性や論理構造を定義できます。1998 年 2 月に W3C（WWW コンソーシアム）において策定されています。

茨城県電子納品チェッカー

電子成果品のフォルダ構成、管理項目、ファイル名、レイヤ名などが、電子納品ガイドラインはじめ、電子納品に関する要領・基準等への整合性をチェックするプログラムです。

茨城県土木部で使用している電子納品検査プログラムのうち、チェック機能の部分を独立したプログラムとして抜き出したものです。電子媒体等に納められた電子成果品の電子成果品のフォルダ構成、管理項目、ファイル名、レイヤ名などが、電子納品ガイドラインはじめ、電子納品に関する要領・基準等に従っているか否かを確認することができます。ただし、成果品（報告書やCAD等）の内容を確認することはできません。

検査指導課のホームページよりダウンロードが可能です。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/cals/ebidh18/donw2.html>

管理ファイル

電子成果品の電子データを管理するためのファイルです。データ記述言語として XML を採用しています。

電子納品では、電子成果品の再利用時に内容を識別するため、工事、業務に関する管理情報や報告書・図面等の管理情報（管理ファイルと DTD）を電子成果品の一部として納品することになっています。（※XML⇒「XML」の項、DTD⇒「DTD」の項、参照）